

ニセコ町景観条例の一部を改正する条例（案）の縦覧

「ニセコ町景観条例」を改正したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条の規定に基づき案を公表し、意見を求める。

令和6年8月7日

ニセコ町長 片 山 健 也

記

1 改正する条例名 ニセコ町景観条例（平成16年ニセコ町条例第14号）

2 改正の分類 一部改正

3 改正の条例 別紙（案）のとおり

4 改正の理由

営利を目的とした場合において、専ら特定の施設利用者を対象とし、景観に著しく害を及ぼさないものについては、屋外広告物の適用除外する内容を新たに設けるため、条例の一部改正を行う。

5 公表の期間等

① 縦覧の期間等 と き 令和6年8月9日（金）から令和6年8月22日（木）まで

ところ ニセコ町役場都市建設課及びニセコ町ホームページ

② 意見の受付期間 と き 令和6年8月9日（金）から令和6年8月22日（木）

ところ ニセコ町役場都市建設課

③ 意見の提出方法 持参又は郵送 〒048-1595 虻田郡ニセコ町字富士見55番地

ニセコ町役場都市建設課（※郵送の場合、当日消印有効）

FAX 0136-44-3500

電子メール toshikei@town.niseko.lg.jp

6 提出された意見項目の公表等

提出された意見については、意見に対する考え方とともに、令和6年8月26日を目途にニ

セコ町役場都市建設課及びニセコ町ホームページにおいて公表する。

7 本縦覧に関するお問合せ先

ニセコ町都市建設課都市計画係

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地

担当：係長 大野百恵 担当不在時：主任 石倉綾子

電話：0136-44-2121 FAX：0136-44-3500

Eメール：toshikei@town.niseko.lg.jp

開庁時間：8 時 30 分～17 時 15 分